

長崎港湾合同庁舎機械設備・電気設備保守、防火消防用設備点検 及び冷暖房機の運転業務仕様書

件名 長崎港湾合同庁舎の機械設備・電気設備保守、防火消防用設備点検
及び冷暖房機の運転業務委託契約

履行場所 長崎港湾合同庁舎
長崎市松が枝町7番29号

契約期間 令和7年4月1日 から 翌年3月31日 まで

(業務の範囲)

1. 業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 機械・電気設備の保守
- (2) 冷暖房機の運転
- (3) 防火消防用設備の点検

(業務の内容)

2. (1) 長崎港湾合同庁舎の別記管理対象設備の機械・電気設備及び同附属設備に関し正常に運転出来るよう保守点検等を実施し、冷暖房の季節外の保全に対しては万全の注意を払う。

(2) 長崎港湾合同庁舎の冷暖房機を安全かつ良好に運転する。

なお、冷暖房運転期間は次のとおりとする。

冷房機運転期間	自	令和	7年	6月	20日
	至	令和	7年	9月	30日
暖房機運転期間	自	令和	7年	12月	1日
	至	令和	8年	3月	10日

※ 契約期間内に対象の冷暖房機の更新工事が予定されており、工事実施に伴い、冷暖房機の運転業務の内容に変更が生じるため、その場合は変更契約に応じる

こと。
(3) 長崎港湾合同庁舎の別紙設備について、消防法第17条の3の3の規定による防火消防用設備点検（機器点検）を年2回、総合点検を年1回実施する。

防火設備

- A. 連動操作盤
- B. 煙感知機
- C. 防火シャッター
- D. 防排煙ダンパー

消防用設備

- A. 自動火災報知設備

- B. 消火器設備
- C. 屋内消火栓設備
- D. 自家発電機設備

(管理機器・資材の負担区分)

3. 管理上必要な施設の部品・付属品及び受注者の責任によらない事故等による修理用資材部品は、発注者の負担において行うものとする。
- 手入れ用消耗資材は、すべて受注者の負担とする。

(事故に対する責任)

4. 受注者は、この契約に基づいて行う業務上の行為に関し、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、すべてその責を負わなければならない。

(保守要員の確保)

5. 本業務を遂行するにあたり関係法令を遵守し、信義に従って誠実に、これを履行出来るよう技術員1名を配置し、各種機械類の点検及び巡回を行い、故障の早期発見、事故防止等に努めなければならない。

(従事者の届出)

6. 受注者は、前条に基づき配置する者の住所・氏名を書面で発注者に通知しなければならない。
- なお、異動があった場合も同様とする。

(勤務時間)

7. (1) 勤務時間は下記のとおりとする。(原則閉庁日を除く。)

平 日 08:30～17:15

冷暖房機運転期間中 08:00～17:45

冷房期間において管理官署が指定する閉庁日(年間3日)

08:00～17:15

- (2) 前項の規定にかかわらず保守上必要と認められる場合、技術員の派遣を要請出来るものとする。

(監督及び検査)

8. (1) 発注者は、受注者の契約履行について随時監督又は検査を行うものとする。
- (2) 前項の検査の方法は発注者の任意とし、受注者はその決定に対して異議を申し立てることが出来ないものとする。

(支払及び請求)

9. (1) 本業務に関する一切の対価の請求は、発注者の指定する検査職員の検査完了後に、書面をもって行うものとする。なお、請求において消費税及び地方消費税を加算後の

金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- (2) 発注者は、適法な請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に受注者に対して代金を支払うものとする。なお、発注者の責に帰すべき事由により、支払が遅延した場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところによる。

(その他)

10. (1) 保守運転状況を管理日誌に記入し提出する。
- (2) 関係官庁による立ち入り検査の受検準備及び実施時の立会い、諸届等の連絡事務並びに諸外注工事の立会いを行う。
- (3) 設備に重要な修理を要すると認めた場合は、意見書を付して担当者の指示を受ける。
- (4) 合庁の維持管理にあたり、長崎県の「建築物環境衛生総合管理業」を有していること。
- (5) 「建築基準法及び官公庁施設の建築等に関する法律」で義務付けられている点検を実施すること。
- (6) 本仕様に定めのない事項又は本仕様に関し疑義若しくは紛争を生じた場合は、協議してこれを解決するものとする。
- (7) 契約日については、令和7年度予算成立をもって契約することとする。ただし、令和7年4月1日以前に成立した場合は、令和7年4月1日を契約日とする。なお、予算の変更、成立の遅延があった場合、事業を中止、又は契約内容を変更する場合がある。

【管理対象設備】

①機械設備

- (イ) 揚水ポンプ関係
 - A. 揚水ポンプ運転整備点検
 - B. 貯水槽の機能点検
 - C. 途中配管の点検
 - D. 各階給水栓保守
 - E. 高架水槽の機能点検及び周辺の清掃
- (ロ) 消火ポンプ関係
 - A. 消火ポンプの点検整備
 - B. 消火栓系統の配管点検
- (ハ) 排水ポンプ関係
 - A. 排水ポンプの運転整備
 - B. 各階排水管の保守
 - C. 雨水排水設備の保守
- (ニ) 附属機械の運転整備
 - A. 自動給水装置の機能点検整備
 - B. 増減水停止装置の機能点検整備
 - C. オイルギアポンプの運転監視
 - D. オイルサービスタンクの点検・外部清掃

②電気設備

- (イ) 分電盤の監視
- (ロ) 各警報装置の監視、表示ランプの点検
- (ハ) 各所メーター検針
- (ニ) 自家発電機保守及び試運転
- (ホ) 各階共用部分照明設備点検
- (ヘ) 排気ファン操作

③冷暖房用燃料 A 重油タンク (危険物取扱 有資格者)

④自家発電機用燃料 軽油タンク (危険物取扱 有資格者)

別紙消防設備個数

区 分	分 類	数 量
消火器	粉末消火器	46
自動火災報知設備	P型1級受信機	1
	副受信機	1
	感知器 差動式スポット型	38
	感知器 定温式スポット型	21
	感知器 煙	82
	地区音響装置	9
	P型1級発信機	7
	予備電源蓄電池設備	1
	受信機音響装置(付属副受信機有)	1
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1
	操作盤	1
	消火栓	7
	起動用スイッチ	7
	表示灯	7
	受信機警報表示盤	1
	呼水装置	1
	貯水槽	1
	非常電源自家発電	1
	非常電源蓄電池設備	1
排煙設備	排煙機	1
	排煙口	8
防排煙設備	熱感知器	4
	煙感知器	15
	ダンパー	14
	防火シャッター	5
連動操作盤	—	1
連結送水管	—	1